**○安全性優良事業所表彰における地方運輸局長表彰の取扱規程**

第１条　安全性優良事業所表彰規程の第６条に定める地方運輸局長表彰の取扱規程は、次条以下のとおりとする。

（地方運輸局長表彰の基準）

第２条　表彰を受けることができる事業所は、以下の各号の基準を満たしている事業所であることとする。

（１）全国貨物自動車運送適正化実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業（以下「Ｇマーク事業」という。）による安全性優良事業所の認定を連続して１０年以上受けている事業所であり、かつ、直近の当該認定に係る総合評価点数が９０点以上又は安全性に対する取組の積極性に係る評価点が１５点以上である事業所であること。

（２）表彰日の直前３年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内で第１当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条第１号から第６号、第８号、第１０号及び第１２号から第１４号に規定する事故をいう。以下同じ。）又は第１当事者と推定される事故を惹起していない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。

（３）表彰日の直前１年間について、表彰を受けようとする地方運輸局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（管内の他の事業所を含む。）であること。

（４）安全性優良事業所表彰における運輸支局長表彰の取扱規程第２条第４号に規定する教育について、年間計画表やカリキュラムを作成し２ヵ月に一度程度実施しているとともに、会社独自の取組として、ＩＳＯ９０００シリーズ若しくは３９０００シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準以上の運転者教育を実施している事業所であること。

（５）デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置される全車両に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。

（６）Ｇマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該認定後に輸送の安全の確保について荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所であること又はＧマーク事業の活動を通じて交通事故の防止に努めている若しくはＧマーク事業に係る活動を積極的に行っている事業所であり、この結果、行政、外部機関、公益社団法人全日本トラック協会若しくは都道府県トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けている事業所であること（事業者として輸送の安全に関する表彰を受けている場合を含む。）。

第３条　当該表彰にあたっては、安全性優良事業所表彰候補推薦取りまとめ書を、運輸支局を経由して地方運輸局長へ提出させることとする。

第４条　この規程に係る基準の詳細、提出に必要な書類等は、この規程によるほか、別に定めるものとする。

（基準日）

第５条　この表彰に係る基準日は、第２条第２号又は第３号に掲げる事項を除き、当該表彰の行われる年度の４月１日とする。

２　前項の基準日から表彰日のまでの間に、第２条第２号又は第３号に該当しないこととなった場合又は該当しないこととなるおそれが生じた場合は、表彰を行わないものとする。

　　　　附　則

　この規程は、平成２６年３月３１日から施行し、平成２６年度に実施する表彰から適用する。